

山梨県公報

第二百六十九号

令和四年

三月十七日

木曜日

目次

告示

- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………八五
- 豚熱の予防注射の実施……………八七
- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………八七
- 都市計画事業の認可……………八七
- 有害図書類の指定……………八八
- 特定計量器の定期検査の実施……………八八
- 公共測量の終了……………九〇

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権……………九〇
- 条例の請求を有する者の一定数……………九〇
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………九〇
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………九一

告示

山梨県告示第五十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
-------	--------	-------------------------	-------	-------

牛のブルセラ症及び結核の発生状況及び動向の把握のため

県内全域

実施区域内で飼育している牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日

- 一 ブルセラ症検査
- 1 酵素免疫測定法による検査
- 2 その他必要な検査
- 二 結核検査
- 1 ツベルクリン検査
- 2 その他必要な検査

牛のヨーネ病の発生予防のため

甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並

一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
2 種付けの用に供し

同日

- 一 予備的抗体検出法による検査
- 二 リアルタイムPCR法による検査
- 三 ヨーニン検査
- 四 その他必要な検査

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同施設内で飼育している牛	びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡（富士河口湖町の区域に限る。）の区域	、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛
馬伝染性貧血の発生子察のため	県内全域	実施区域内で飼育している馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査
アカバネ病の発生子察のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越冬牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	一 中和反応検査 二 臨床検査
牛の伝達性海綿状脳症及び動向の把握のため	県内全域	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査
牛の伝達性海綿状脳症及び動向の把握のため	富士河口湖町の区域を除く。及び北都留郡の区域	4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	同

豚熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査
アフリカ豚熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 ウイルス学的検査 二 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査

山梨県告示第五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間一日までの間において対象家畜を飼育する区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	皮下又は筋肉内注射

山梨県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月八日檜山土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・十号 高畑町昇仙峡線

二 施行者の名称 甲府市

三 事業施行期間 令和四年三月十七日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 山梨県甲府市新田町及び長松寺町地内
- 2 使用の部分 山梨県甲府市新田町及び長松寺町地内

山梨県告示第五十五号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和四年三月十八日から施行する。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
RK COMICS 若殿はうらや！激闘！大坂城編	(株) 楽楽出版
RK COMICS 女忍陽炎	(株) 楽楽出版
実話ローレンス(漫) 1月号	辰巳出版(株)
いずみムック235 官能異常体験私小説Vol.8	(株) 一水社
RK MOOK 漫画大激闘Vol.14	(株) 楽楽出版
いずみムック234 漫画ロマンVol.8	(株) 一水社
バンブームック 劇漫デラックスVol.29	(株) 竹書房
RK MOOK 『COMIC 必剣』 Vol.15	(株) 楽楽出版

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和四年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第百二十九号）第五号）第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり	令和四年四月二十日	午前十時から午後三時まで	甲州市大和ふるさと会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協会
	令和四年四月二十一日	同	甲州市勝沼市民会館	同	同
	令和四年四月二十二日	同	同	同	同
	令和四年四月二十五日	同	同	同	同
	令和四年四月二十六日	同	同	同	同
	令和四年四月二十七日	同	同	同	同
	令和四年四月二十八日	同	同	同	同
	令和四年五月九日	同	笛吹市役所春日居支所	笛吹市	同
	令和四年五月十日	同	笛吹市役所市民窓口館	同	同

皮革面積計	令和四年六月十六日から令和五年三月三十一日まで（山梨県の休日を含め、条例に定める県の休日を除く。）	同	個別に県が指定する場所（令和四年六月十五日までに検査を受けなかった場合に限り。）	同	同

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月八日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一三、七三五

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一八一、一二〇

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、二三八
中巨摩郡	五、四二二
南都留郡	一二、九四〇
甲府市	五一、六八三
富士吉田市	一三、五〇九
都留市・西桂町	九、五六三
山梨市	九、六四六
大月市	六、七六四
韮崎市	八、一〇四
南アルプス市	一九、七三九
北杜市	一三、四二六
甲斐市	二〇、八三四
笛吹市	一九、一五五
上野原市・北都留郡	六、九三一
甲州市	八、七七六
中央市	八、一八二

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番